

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全 国 歯 報



第**73**号
2013.8

第 7 3 回 通 常 組 合 会

第6代理事長に

京都府支部選出理事の尾上^{おのえ とおる}徹先生を選任

平成25年7月24日（水）正午より、東京、中野サンプラザにおいて第73回通常組合会が開催された。白尾議長の挨拶の後、栗山副理事長の開会挨拶に引き続き、議事録署名人に議長他、山梨県支部の今村議員を指名した。

続いて、物故組合員に対する弔慰黙祷、横山理事長の挨拶、報告事項に引き続き議事に入り、平成24年度事業報告及び平成24年度歳入歳出決算並びに平成24年度決算剰余金の処分等について原案どおり可決決定された。

また、今回は現役員が任期満了のため役員選任が行われ、各支部から選出された理事が全員承認され、新任理事による役員選任理事会で尾上徹先生（京都府）が選任された。また、理事長指名理事に袋布充先生（京都府）を承認、監事に又吉達雄先生（沖縄県）、滝澤隆先生（長野県）を選任した。

横山理事長、今井専務理事に対し 感謝決議案採択

感 謝 決 議

横山靖夫理事長並びに今井専務理事は、その在任中長年の経験と卓越した指導力により、本組合の機構・制度の整備にご尽力され、健全な事業運営に努められると共に、組合の発展に多大な貢献をされました。

よって、この度退任されるに当たりお二人に対し全国歯科医師国民健康保険組合として、感謝の意を表します。

議長挨拶 (要旨)

白尾議長



井川副議長、白尾議長、羽田副議長

第73回通常組合会のご案内を差し上げましたところ、大変ご多忙のなか、全国各地よりご参集賜り心よりお礼を申し上げます。本日の組合会は平成24年度事業報告及び平成24年度歳入歳出決算などの重要案件と役員を選任のために組合会を途中で暫時中断し、役員選任理事会並びに地区代表議員会が開催されます。慎重審議と円滑な議事進行にご協力を賜りますようお願いいたします。

開会の辞 (要旨)

栗山副理事長



栗山副理事長

皆様、暑い中、今年は特別に暑いのではないかと思いますけれども、本日の組合会にお集まり頂きましてありがとうございます。ご案内の通り国保運営というのはあくまでも健全であって当たり前なのだと思います。高齢化等により運営も大変厳しくなっておりますが、我々も精一杯運営を行っておりますので、本日はよろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

理事長挨拶 (要旨)

横山理事長



横山理事長

連日の猛暑と豪雨の被害が各地で出ているようですが、皆様の地方はいかがでしたでしょうか。この天候不順の中を本日の第73回通常組合会に公私とも大変お忙しい中、全国各地よりご出席賜り誠にありがとうございます。また、平素は組合運営に格別のご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、歯科医師会の法人改革の影響で私達役員、組合会議員の先生方も4カ月、任期を延長して務めさせて頂きましたが、本日は私達最後の組合会ということになります。従いまして平成24年度の事業、並びに収支決算の承認を頂く案件、さらには一番重要な次期理事長、監事の選出がありますので、ぜひとも最後までご協力頂きたいと思います。また今回は任期満了ということで、組合会終了後に懇親会を用意しておりますので、ぜひとも最後までご出席頂きたいと思います。

さて、外に目を向けますと社会情勢が大きく変わってきております。まず直近の話題としては、7月21日に行われました第23回参議院議員通常選挙において、昨年の12月の衆議院選挙に続いて自民党が圧勝という結果に終わりました。6年ぶりに衆参のねじれ現象が解消し、自民党の目標も達成されたということです。そして、我々の職域代表で自民党の比例区から立候補いたしました石井みどり先生が、前回の票を約6万6000票上回り29万4148票を獲得し当選いたしました。これは、比例区の候補者162名のうち12番目の得票数ということで、今後、石井みどり先生に一層ご活躍して頂くには持ってこいの票ではなかったかと思っております。また、国保組合の色々な問題についても石井みどり先生には従来からお願いをしておりますが、さらに難しい問

題も手掛けて頂こうと思っております。

さて、安倍政権が発足以来、デフレ解消を狙い経済政策の3本の矢が放たれておりますが、3本の矢を放った中での参院選ということで、日本再生の期待感も加わり、自民党の圧勝となりました。この圧勝を受けてアベノミクスも一層加速してくるのではないかと期待しております。その放たれた3本の矢は実際にどこへ向かって放たれたのでしょうか。やはり我々の業界が少しでも良くなる方向に3本の矢が放たれば一番良いのではないかと思います。

前から問題になっている国庫補助の削減問題ですが、これは当然、政治マターの問題ということで全協・全歯連が関係者と折衝しております。しかし後期高齢者医療制度の見直しと抱き合わせで国民会議にて審議されることになっており、8月21日までに法制上の措置を講じることになっておりますが、政権も自民党に代わり、どう結論が出るか全く不明です。新聞にはこの件についての詳細なものが無いので、状況がわかりませんが、ぜひ、この国庫補助の削減問題については慎重に行って頂きたいと思っております。一度俎上に上がった国庫補助削減問題が、従来どおりというわけにはなりません。必ずや何らかの方法がとられてくると思っております。我々の組合が存続できるかという非常に重要な問題と思っております。今のところ25年度と26年度は従来通りの補助金を交付していただいていることですが、今後、非常に難しい曲面があると思っております。

さて、一方、私達の国保組合を取り巻く環境もここ数年で大きく変わってきております。これらの環境の変化に対して、組合がどう対応してきたかということですが、金山前理事長から引き継いだ国保組合の機構・制度の見直しを報酬・給与等審議会の答申を得て透明性のある財政立て直しに向けて行い、3月の組合会で報告し・承認を頂きました。3月の組合会以降の問題としては、2年ほど前から行っている事務局の新基幹システムの導入について、情報共有時代に速やかに対応すべく、旧世代のオフコンから新基幹システムに切り替えを計画し、26年4月の本稼働に向けて順調に進めております。今回、単式から複式への切り替えができるように本年度から先行導入して対応しております。

次に、現在、組合員の先生方にいろいろご協力頂いております組合員の被保険者資格の確認

ですが、7月5日現在で約94%の回収率になっております。ただし、未だ約2000人の調査票が未提出ですので、是非とも調査票の提出を早急にお願いします。本日、資格確認調査について事前質問を2題頂いておりますので、後ほど、今井専務理事から回答して頂きます。

次に、平成24年度の事業については、組合会議案書の事業報告を一読下さい。

続いて、収支決算状況につきまして、歳入総額が約187億1467万円という非常に大きな額になってきておりますが、実際に組合運営に使える額は10%くらいです。

収入面を見ると、保険収入が約113億2772万円で、歳入総額の60.54%を占めておりますが、これでも厳しい状態で、これが63%以上になると幾らか楽ではないかと思っておりますが、被保険者の減少、また、診療所の所得収入の伸びが少ないということが一つの原因ではないかと思っておりますので、今後、所得割賦課額の所得を保険収入と自費収入を合わせた医業収入というような考え方で見直すことが必要ではないかと思っております。もう一方の収入源である国庫補助は、歳入総額の26.02%で約48億7000万円頂いております。厳しいながらも組合運営には必要な財源となっているのが現状です。特に給付費の32%の定率補助は、所得水準の高い低いだけで削減するには問題があります。全協、全歯連では容認できないという姿勢を出しており、これについては、日歯、日歯連盟にも全面的にご協力を頂き、関係当局に働きかけて頂いております。

支出面を見ていきますと、保険給付費が歳出総額の44.83%を占める約75億2064万円です。最近では1件当たり100万円以上の高額医療費が月平均50件以上と増え、給付費の伸びの一因となっているのではないかと思います。今後、特定健診、特定保健指導の受診の勧めと適正受診の指導を徹底することが必要であろうと思っております。また保険者の使命としては、保健事業の増進と安心して受診できる環境作りにあると思っておりますので、いま一層被保険者への還元の有り方を考えていく必要があるのではないかと思います。しかし非常に難しい課題です。さらに支出面で気になるのが、支援金、納付金の伸びです。平成24年度の決算を見ると、後期高齢者支援金、介護納付金、前期高齢者納付金合計で、約74億5495万円になっており、歳出総額の44.45%を占

めており、これを23年度と比べると約5億2819万円増となっています。今後、どのような推移をしていくかはわかりませんが、組合運営に与える影響は大きくなっていくと思います。国が決めてくるもので、私達の努力ではなんともすることの出来ないものです。

さて、24年度の歳入歳出決算で、約19億4055万円の決算剰余金が出ました。ただし、単年度収支では逆に約マイナス8010万円と収支のバランスが必ずしも良くありません。前年度の剰余金があってはじめて決算がプラスになっております。剰余金が年々減少の傾向にあり、剰余金をあてにせず、単年度収支を考慮して予算を建てるのが今後は必要だと反省しております。後ほど鈴木副理事長より詳細にわたり説明をして頂きます。

微力でしたが、全力で2期、5年4カ月間、理事長職を務めさせて頂きましたが、本日の組合会を最後として退任させて頂きます。役員、議員の先生方、職員の皆様方のご協力とご支援に心から感謝申し上げ、組合会最後のご挨拶とさせていただきます。長い間、ありがとうございました。

■ 報告事項



今井専務理事

【厚労省関係】

1. 国民健康保険組合の現状と課題

(1)高齢者医療制度

平成24年8月に「社会保障制度改革推進法」が成立、この中で「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論をえること。」とされている。

後期高齢者支援金は原則、各保険者の加入者数で按分するとしているが、平成22年度から平成24年度までの間、協会けんぽを財政支援するために支援金の3分の1を総報酬割としていたが、平成25年度及び平成26年度についても引き続き延長となる。

(2)高額療養費

年間上限の導入については、必要となる保険料財源と比較してシステム改修費が多額に上るため、費用対効果が薄く、目先の改正でなく制度そのものを抜本的に改革すべきとされた。

(3)70～74歳患者負担の特例措置の見直し

70～74歳の者の患者負担は2割負担と法定されているが、現在まで1割負担に凍結しており、本来の2割負担とすべきとの意見が出されている。厚労省は新たな制度の施行日以後、70歳に到達する方から5年をかけて段階的に2割負担とする案が出されている。

(4)国保組合を巡る課題

国保組合の被保険者数は平成23年度で312万人いるが平成8年度には467万人であり15年の間に33.2%減となっている。

平成22年の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、所得水準の高い国保組合については定率補助ゼロ組合を含めた5段階の案で結論が出されているが、現在検討中とされている。

(5)特定健診・特定保健指導

保険者による取組みの状況を評価するために、後期高齢者支援金の加算・減算が平成25年度から実施される。特定保健指導が実質的に0%の保険者に対し加算される。

【栃木県関係】

1. 規約の一部改正及び積立金の処分に係る認可について

第72回通常組合会承認の規約の一部改正及び積立金（役員退職慰労金積立金、職員退職手当積立金及び国保基幹システム等準備積立金）の処分について栃木県より認可された。

【全協関係】

1. 全協の新役員について

会長に阿部正俊氏が再任

【全歯連関係】

1. 全歯連の新役員について

会長に神奈川県歯科医師国保組合の小澤政理

事長が再任。監事に兵庫県歯科医師国保組合の中塚要専務理事、山形歯科医師国保組合の増渕武博理事長がそれぞれ選任された。

【全国歯関係】

1. 規約・規程の一部改正

①公印規程の一部改正

2. 組合会議員及び支部役員の交代について

①組合会議員の交代

青森県支部の一戸惇一郎議員が辞任し、後任に平成25年4月1日付けで近藤磨史議員が就任、島根県支部の恒松研二議員が辞任し、後任に平成25年4月1日付けで渡邊公人議員が就任した。

②支部役員交代

青森県支部の一戸惇一郎支部理事が辞任し、後任に平成25年4月1日付けで柴田典明支部理事が就任した。

3. 平成25年度支援金・納付金の確定額の状況

概算額に対して確定額は0.21%の減、対前年度伸び率1.28%の増。従来に比べてかなり低い伸び率となった。しかし、例えば後期高齢者医療制度が始まった平成20年度の医療費の総額、予算ベースで10.3兆円だったものが平成25年度には14兆円になっている。5年間で約35%伸びている。また、後期高齢者の被保険者数は平成20年度が1200万人だったが平成25年度は1521万人で約26%伸びている。全国歯の後期高齢者支援金の状況はというと平成20年度に比べて25年度は約36%伸びている。そういったことから今後、このまま落ち着くとは考えにくい。

4. 平成25年度療養給付費・総医療費の状況

平成25年度の4月・5月の状況で、療養給付費は、対前年同月比4.6%、対前年年間平均で2.5%の伸び。今後の動向に注視したい。

5. 組合員の被保険者資格の確認調査の実施結果

平成25年7月5日現在の調査書回収率は93.8%であった。

6. 平成25年度除名処分

平成25年4月に除名が1件あった。

7. 支部における訴訟

全国歯が被告または被告の一人となっている2件の訴訟について、現在、裁判が継続中である。

■ 事前質問

【質疑応答の要旨】

1. 「組合員の資格確認調査」について（京都府支部 内藤春生議員）

Q1 判定基準を明確にし、20支部で基準を統一していただきたい。新しいケースがあれば、全支部へすぐに報告してほしい。



内藤議員

A1 資格の有無の判定基準は「歯科医業または歯科業務に従事する者の判定基準」に統一してある。新しいケースについては、集計が終了した後に、そのようなケースがあった場合は、要望に沿うよう申し送る。

Q2 具体的に使用可能書類を列挙し、記載書類が無い場合は「支部へご連絡して下さい」とするようにしてほしい。

A2 今回の調査では、「確認書類の例示について」として、それぞれの項目ごとに2~5種類を例示して、この確認書類を提出できない事由がある場合は、支部事務所にお問い合わせ下さい。と記載した別紙を添付しております。

Q3 診療所に就労はしているが雇用はしていないケースがあったので、「就労証明書」を「雇用証明書」に変更してもらいたい。

A3 これは、親族の経営する事業所で雇用している者を先生の診療所で就業させていたケースですが、当組合の加入資格がありません。

このようなケースをもって証明書の名称を変更することは現地点では考えておりません。

Q4 非協力的な会員（組合員）にペナルティは考えてないのか。

A4 内藤議員の「ペナルティ」とは規約第70条の過怠金を仰っておられると思いますが、今回の調査については考えておりません。

Q5 国保のしおり以外に1種組合員の新規加入時の説明マニュアルを作成されてはいかがか。

A5 現在「加入手続き」というマニュアルを策定しており、新規加入者には渡しております。なお、今回の「組合員の被保険者資格確認調査」を踏まえて、事務局には見直しを指示してあります。

2. 組合員の資格確認調査について（岩手県支部 中屋敷修議員）

Q1 今回の資格確認調査は、添付書類も多く複雑であった。調査はできるだけ簡素に組合員に費用、労力の負担をかけずに行われるべきであると考えている。これを踏まえて、次回調査をどのように考えているか。



中屋敷議員

A1 調査項目は、組合員の種別により、確認事項が異なっております。これを全組合員の調査項目を1枚にまとめると非常に複雑になることから「調査用紙」は組合員の種別ごとに3種類に分けて、それぞれ色分けをした。

また、確認書類の例示は多く書くと読む気力を削ぐ恐れがあると考え、2～3種にとどめ、それが困難な場合は支部事務所に問い合わせをいただくことにし、簡素化に努めた。しかし、資格確認には「証拠書類」の添付が義務付けられていることから、添付書類が多くなることについてはご理解賜りたい。

そこで「次回調査をどのように考えているか」ということですが、組合員の種別ごとに調査票を色分けして3種類作ったこと、確認書類の例示

の仕方が適切であったか等を検討する必要があります。

また、住所の確認は届け出た住所に郵便物が届くことにより確認できるが、費用がかかります。今回の調査では診療所単位に送付し経費は約766万円ですが、組合員単位に送付しますと約2000万円かかります。

こうした課題の検討と今回の調査の検証をした上で、次回調査に向けて最善の方法を見いだしていただけるように申し送ります。

Q2 判断に困る組合員からの質問をお知らせ下さい。

A2 東京事務所に寄せられた質問及び支部事務所に寄せられたもので、東京事務所に照会があった質問で判断に困るものはありませんでした。

Q3 1種組合員の住所及び業務・役職把握に歯科医師会の名簿の活用を検討願いたい。

A3 廃院はしているが、国家資格を有する専門職として事業または業務に携わる者の判定には、歯科医師会名簿による役職の確認は可能です。

住所については、届け出ている住所が現に生活の基盤となる住所地であることの確認が求められているので、名簿だけでは難しいと思う。

Q4 労働者数の把握について、いつの時点の時点としているか明確にしてほしい。

A4 確認実施要綱で対象者を平成25年3月31日現在、被保険者資格を有する組合員としております。書類はそこから直近の書類と考えております。

Q5 貸金台帳、労働者名簿等は個人情報記載されたものばかりである。「雇用保険に関するお知らせ」が個人情報が少ないと思うが、この活用を検討願いたい。また、面接による調査が可能となっているが電話等による調査も可能としていただきたい。

A5 資格確認に有効と認められるもので、会計検査院等の調査や第三者への説明に合理的に説明できるものであれば差し支えございません。

Q6 後期高齢者組合員は、税金の交付を受けていないと思うが、資格確認調査は如何なる理由によるものか明確にしていきたい。

A6 後期高齢者組合員を調査の対象にした理由は、平成24年3月26日付、保国発第0326第1号「国民健康保険組合の組合員資格の適正な取扱いについて」の通知について、その後平成24年4月24日付の事務連絡で事務の実施に当たりのQ&Aが送達されました。その文中の「後期高齢者医

療制度に移行した組合員にも同様の取扱いが必要となるか」の質問に対して「貴見のとおり」と回答があります。この厚労省からの通知及び事務連絡に基づいて、後期高齢者組合員を調査対象といたしました。

なお、後期高齢者組合員に国庫補助は交付されないが、医療機関の開設者の場合は、75歳未満の家族、従業員は被保険者資格がありますので、国庫補助の交付対象となります。

Q7 今回の調査資料の処分はどのようにするか。

A7 調査資料の処分は、文書取扱規則に則り、保存、処分を行うこととなります。調査票については、県及び厚生局の指導監督並びに会計検査院の現地検査に際し提出資料になると思いますので、次の調査までは保存の必要があると思います。なお、処分については、東京事務所の書類はクロネコヤマトの機密文書処分に委託して薬品で溶かす方法で行っております。なお、栃木県小山市の倉庫で保存している分については、倉庫までシュレッターのついた車が来て、現場で処分します。

なお、支部での処分については、東京事務所で把握しておりませんので、検討するよう申し送ります。

Q8 調査票の送付にヤマト運輸のメール便の利用を検討願いたい。

A8 次回の調査では検討するよう申し送ります。

関連質問

Q 説明の中で、電話による調査も可能という説明がありましたが、電話調査あるいは現地検査の具体的な方法を教えていただきたい。(京都府支部 内藤春生議員)

A 国保組合の職員による現地検査については厚労省からも明確な基準は示されておられません。ただ、会計検査院の指摘で問題になっているのは、すでに辞めておられる先生、別のところに引っ越されている先生などが、歯科医師会の会員というだけで資格があるのは誤りで、国保法に則って、歯科業務に従事しているというのが必要だという言い方をしている。従って、現地で、仕事をしているとか従業員が何人いるとかを国保職員目で確認すれば間違いないでしょうが、基本的に、県あるいは厚生局の指導、会計検査院の現地検査等、あるいは第三者に対して合理的な説明のできるものであればそれで良

いという言い方をしているのです、こういった方法を採用にしてもきちんと説明できるものというのが条件です。

Q この先、回収率100%は難しいと思いますので、期日を決めて確認が取れないということがはっきりした場合は、各支部の事情もあるでしょうが、資格を剥奪するとかの処分があるかと思いますが、この期日と処分について執行部の考えを示していただきたい。

(富山県支部 中道勇議員)



中道議員

A 県に本年12月末日までに報告する必要があるもので、11月中には取りまとめます。また、ペナルティについては現時点では考えておりません。また、未提出だから資格が無いとはならないので剥奪はできません。

3. 特定健診受診券の早期発行について (新潟県支部 松崎正樹議員)

Q 特定健診・保健指導は第2期を迎え、その実施率に応じて後期高齢者支援金が加算・減算される。

組合員の健康保持や特定健診の受診率向上については組合の健全運営のために受診券の早期発行を検討いただきたい。

A 特定健診・保健指導の実施率に応じて、後期



松崎議員

高齢者支援金を加算・減算する制度になっており、加算・減算の方法は紆余曲折があったが、平成24年4月1日に加算・減算の関係政省令が施行され、加算の対象になるのは、実質的に特定健診・保健指導に取り組んでいない保険者となった。

次に、受診券の早期発行については、特定健診の対象者は、実施年度中に、40歳～74歳となる者で、当該年度1年間を通じて加入している者、かつ4月1日現在、在籍している者という基準があるため、4月1日以降でないとは抽出作業が始められない。

早期の受診券発行の方法としては、基準日の4月1日を待たないで2月、3月の在籍者のデータから、全国歯独自に受診券を作成しておき、4月1日現在と在籍者と突合し、喪失した者を除き、新規加入者を追加する方法を採れば早期発行が可能と思われるので、事務局に平成26年度の実施に向けて検討に入るように指示しております。

ただ、コストと事務処理に係るマンパワーの問題がありますので、次期執行部で検討していただくよう引き継ぎます。

なお、受診券及び健診期間は、年度末まで有効でございます。年間を通じて健診を受けられますのでよろしく願いいたします。

■ 議 事

第1号議案 平成24年度事業報告について議決を求める件 今井専務理事

平成24年度事業報告について、今井専務理事より説明の後、採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。

平成24年度事業報告

I 概況

国保組合を取り巻く情勢は、実現した場合、国保組合の運営に大きな影響を及ぼす国保組合

に対する国庫補助の見直しは、高齢者医療制度の見直しで後期高齢者医療制度の廃止を主張する民主党と現行制度を維持し改善を主張する自民・公明党との溝は埋まらず「制度のあり方」についての入り口で合意が得られる見通しが立っていない状況が続いている。

「75歳以上を独立した制度にせず、国保、被用者保険と統合する」とする民主党に対して自民党は全国知事会等の主張を引用し「現行制度は概ね定着していると評価されている」としており、政府・与党は現行制度の維持の姿勢は固く、後期高齢者医療制度の見直しの合意が得られるかどうか不透明感が増している。

この状況に伴い後期高齢者医療制度の見直しと一体整理されている国保組合に対する国庫補助の見直しも頓挫している。

一方、金山前理事長が着手し横山理事長が引き継いだ全国歯の事務局及び機構・制度の見直しは、平成24年度で概ね達成できた。

金山前理事長は、理事長指名理事の削減や事務局の改革から着手し、その他幾つかの見直しを実施した。その後横山理事長に交代後もその改革の方針を引き継ぎ、5年間の任期中にこの課題に取り組んだ。つまり金山理事長、横山理事長の二代にわたる改革の集大成と言える15項目余にわたる機構・制度の見直しが24年度末までに取りまとめられた。

しかし、事務局及び機構・制度を見なおしたにも拘らず、従前どおり執行された事例も散見されていることから、実際に運用する事務局職員の意識改革、事務処理能力及び知識の習熟について、一層の努力を要すると思われる。

また、平成21年の全国建設工事業国保組合の無資格加入の発覚を契機に、国保組合に対する会計検査院の実地検査が実施され、厚生労働省は、全ての国保組合に資格管理状況の一斉点検を要請すると共に国保組合における法令遵守体制の整備、健保の適用除外の適正な運用の徹底等を要請すると共に、厚生労働省に「国保組合係」を設置し、国保組合に対する指導監督強化を打ち出した。

これを受けて、平成23年度に法令遵守体制の整備を行い、それに伴い平成23年度及び平成24年度で機構・制度の見直しを実施した。

また、組合員の資格管理については、平成24年度に関係規約の改正及び、歯科医業又は歯科業務に従事する者の判定基準の策定を行い、組

合員の被保険者資格の確認調査の実施体制を策定した。

平成19年度から東京事務所職員の勤務及び給与の問題点について是正を推進してきたが問題点が当初の想定以上に多く、平成22年度に職員規程等検討臨時委員会を設置し、更に平成23年度に常設の報酬・給与等審議会を設置して検討を進めてきたが、平成24年度で概ね達成できた。

○組合員の被保険者資格の確認調査

全国建設工事業国保組合の無資格加入の発覚を契機に、国保組合に会計検査院の現地検査により、多くの無資格加入者が指摘され、厚労大臣に対して組合員の被保険者資格の是正改善の処置要求があった。

厚労省は、組合規約の改正の上、同種の事業又は業務に従事する者の判定基準を定め、2、3年に1回定期的に確認を実施する旨の通知を出した。

これを受けて、組合員の被保険者資格の確認実施要項及び組合員の被保険者資格確認調査票、確認書類の例示等を平成24年度末までに策定した。

○役員・組合会議員の任期の改正

役員及び組合会議員の任期を8月1日から起算して2年に改正した。

○役員・組合会議員の任期の延長

府県歯科医師会の法人改革に対応するために、全国歯の役員及び組合会議員の任期の改正を行なうと共に、現役員及び組合会議員の任期を平成25年7月31日まで延長した。

○役員等の定数の改正

副理事長の定数を5名以内から3名以内に、監事は3名から2名に、また、組合会の副議長は2名から1名に改正した。

なお、同時に監事の内1名を常務監事とすることを規定した。

○役員報酬の改正

役員報酬を平均約13%引き下げた額に改正した。改正は現役員の平成24年度分の報酬から適用した。

○組合会議長・副議長の記念品規程を定めた。

○新規加入者の所得割賦課額の賦課方法の見直し

新規加入者の所得割賦課額は、前年の保険診療報酬額に6.5/1000を乗じて得た額と、稼働しない月数に13,000円を乗じて得た額の合算額を賦課し、下限を適用しない等、規約に規定されてなく、また、既加入者と異なる賦課方法を採用していたが、平成24年度を以て廃止した。

○1種組合員の勤務医の所得割賦課額の見直し

1種組合員の開設する医療機関に雇用される歯科医師は2種組合員と規約に規定されているが、歯科医師会の会員である勤務医は1種組合員とし、定額の所得割賦課額を課していたが、平成24年度を以て廃止した。

○東日本大震災による保険料及び一部負担金の減免

東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等の住民が、震災発生後、当組合の被保険者となった者に対する保険料及び一部負担金の減免について国の措置に基づき平成26年3月末まで延期した。

○健康家庭表彰の廃止

平成23年度を以て健康家庭表彰は廃止したが、平成21年度、22年度、23年度で該当した者に対する表彰は平成24年度で実施した。

○新基幹システムの導入

① システム開発とプログラム及びテスト

平成23年度の基本設計工程の完了に続き、24年度は詳細設計工程が概ね完了し、プログラム作業及びテストを行なった。

② 検証環境用のサーバを導入した。サーバ

は耐用年数、メーカーの部品等の供給問題、故障時の対応、災害等のリスクを考慮しリースとした。

③ データセンタの利用

下記の理由により、サーバの設置場所は、日立製作所のデータセンタを利用することとした。

- ・ 東京事務所にサーバを設置するスペースがない。
- ・ 24時間の監視と故障時等に対するSE及び保守員の迅速な対応ができる。
- ・ 自家発電、耐震設備、空調設備等の環

境管理が整備されている。

- ・ 災害、盗難等に対するリスクを軽減できる。

- ④ 検証環境の端末機器を購入した。
- ⑤ 東京事務所及び支部事務所で検証作業を実施した。

東京事務所及び新潟県支部で検証作業を実施した。支部における検証作業は、職員の一人支部と複数支部で実施予定であったが、一人支部は職員の産休のため未実施。

- ⑥ ネットワーク回線契約等
 - ・ NTT東日本とネットワーク回線契約を締結した。
 - ・ 検証環境のネットワーク機器を購入及び工事を実施。(データセンタ・東京事務所・新潟県支部で検証作業を実施)

- ⑦ データ移行作業

UBSから新基幹システムにデータを移行するためのシステム開発と検証環境のデータ移行作業を実施(東京事務所、新潟県支部)

- ⑧ 会計の基本を複式簿記とすること及び先行導入
 - ・ 新基幹システムでは、会計の基本が複式簿記となるために、職員の複式簿記に対する研修期間が必要なことから検証期間として平成24年度から先行導入した。

- ・ 平成24年度から、当組合の会計の基本が複式簿記となったが、国への報告は単式簿記で報告することから、3月末日で決算を出した複式簿記の決算書の未収、未払金の額を5月末日までの実額に修正して、単式簿記の決算書を作成する。
- ・ 平成24年1月から3月まで、職員は早稲田大学エクステンションセンターの複式簿記の研修を受講した。
- ・ 平成24年度歳入歳出決算書は複式の決算書及び単式の決算書が作成された。

○栃木県による全国歯に対する指導監督の実施方針

栃木県は、平成24年9月に全国歯に対する指導監督の実施方針を示した。それは、国保組合は、無資格加入問題を契機に、内部統制に向けた取り組みや事務処理の適正化を図ることが求められていることから、組合自身による管理体制の確立、本部の支部に対する指導監督機能の強化が必要であるとした上で、平成24年度から5年間

で支部の指導監督を一巡する中で、東京事務所は栃木県と共同検査を実施し、その5年間で東京事務所職員の支部に対する指導監督機能を強化し、平成29年度からは東京事務所が主体的に指導監督を行なうことになった。

Ⅱ 事業の実施状況

1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

(1)種別被保険者数(平均)

種別		平成24年度	平成23年度	伸び率
組合員	1種	11,688	11,723	▲ 0.30
	2種	1,191	1,110	7.30
	3種	25,486	25,456	0.12
	計	38,365	38,289	0.20
家族	1種	23,830	24,322	▲ 2.02
	2種	833	789	5.58
	3種	3,801	3,831	▲ 0.78
	計	28,464	28,942	▲ 1.65
合計	1種	35,518	36,045	▲ 1.46
	2種	2,024	1,899	6.58
	3種	29,287	29,287	0.00
	計	66,829	67,231	▲ 0.60

【再掲】

前期高齢者・未就学児・介護保険第2号・組合特定被保険者(平均)

種別		前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定
組合員	1種	1,653		9,124	392
	2種	11		305	778
	3種	138		7,284	9,887
	計	1,802		16,713	11,057
家族	1種	1,390	1,791	7,409	907
	2種	16	343	69	506
	3種	124	488	603	1,417
	計	1,530	2,622	8,081	2,830
合計	1種	3,043	1,791	16,533	1,299
	2種	27	343	374	1,284
	3種	262	488	7,887	11,304
	計	3,332	2,622	24,794	13,887

(2)後期高齢者組合員数(平均)

平成24年度	平成23年度	伸び率
961	970	▲ 0.93

2. 保険料収納の状況

種 別	平成24年度			平成23年度			収納額の 伸び率
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	
基礎均等割	5,334,581,800	5,327,961,100	99.88	5,330,103,500	5,325,086,300	99.91	0.05
賦課額所得割	2,535,887,957	2,532,668,823	99.87	2,518,650,622	2,516,312,723	99.91	0.65
後期高齢者支援金等賦課額	2,392,212,900	2,389,066,200	99.87	2,157,444,500	2,155,284,200	99.90	10.85
介護納付金賦課額	1,012,913,200	1,011,165,600	99.83	942,301,600	941,197,600	99.88	7.43
後期高齢者賦課額	57,330,000	57,295,000	99.94	57,970,000	57,930,000	99.93	▲ 1.10
合 計	11,332,925,857	11,318,156,723	99.87	11,006,470,222	10,995,810,823	99.90	2.93

※滞納繰越金を含まず。

3. 国庫支出金の交付状況

項 目	平成24年度	平成23年度	伸び率
事務費負担金	46,565,217	43,721,067	6.51
事務費負担金過年度分	0	0	0
療養給付費補助金	3,282,191,829	3,195,189,825	2.72
後期高齢者支援金補助金	983,891,486	865,149,567	13.73
病床転換支援金補助金	0	0	0
老人保健医療費拠出金補助金	1,305,115	617,719	111.28
介護納付金補助金	460,430,615	411,449,075	11.90
療養給付費補助金過年度分	0	0	0
後期高齢者支援金補助金過年度分	0	0	0
老健医療費拠出金補助金過年度分	0	1,998,101	▲ 100.00
特別対策費補助金	-	-	-
出産育児一時金等補助金	80,787,000	77,782,000	3.86
高額医療費共同事業補助金	8,502,000	7,629,000	11.44
特定健康診査等補助金	5,952,000	6,742,000	▲ 11.72
災害臨時特例補助金	372,000	46,390,000	▲ 99.20
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	203,300	545,240	▲ 62.71
合 計	4,870,200,562	4,657,213,594	4.57

4. 保険給付の状況

(1)給付割合

種 別	給付割合
1.組合員	7割
2.家族	7割
3.義務教育就学前の者	8割
4.前期高齢者(70歳から74歳)	
・現役並み所得者	7割
・一般所得者	8割※

※高齢者の医療に係る「凍結措置」により平成25年3月まで9割に据置かれた。

(2)療養給付費の給付状況

診療月	平成24年度給付額	平成23年度給付額	伸び率
4月	518,085,833	500,882,119	3.43
5月	525,476,216	487,166,735	7.86
6月	510,844,133	520,588,243	▲ 1.87
7月	534,422,750	502,838,832	6.28
8月	529,498,419	522,880,865	1.27
9月	509,959,841	512,909,026	▲ 0.57
10月	544,837,281	521,185,712	4.54
11月	545,666,635	503,404,032	8.40
12月	532,100,345	569,312,243	▲ 6.54
1月	521,993,272	495,534,623	5.34
2月	512,559,397	524,821,939	▲ 2.34
3月	604,141,990	556,062,632	8.65
合計	6,389,586,112	6,217,587,001	2.77
年間月平均	532,465,509	518,132,250	2.77

(3)総医療費の状況

診療月	平成24年度費用額	平成23年度費用額	伸び率
4月	729,387,864	707,350,278	3.12
5月	741,413,684	688,553,186	7.68
6月	720,755,682	735,271,524	▲ 1.97
7月	753,956,452	709,120,274	6.32
8月	748,276,774	739,327,744	1.21
9月	718,801,344	723,971,050	▲ 0.71
10月	770,597,504	735,882,638	4.72
11月	771,259,172	710,280,900	8.59
12月	752,239,884	802,676,152	▲ 6.28
1月	737,978,338	696,968,498	5.88
2月	725,430,350	740,680,018	▲ 2.06
3月	851,875,820	785,561,938	8.44
合計	9,021,972,868	8,775,644,200	2.81
年間月平均	751,831,072	731,303,683	2.81

(4)入院時食事療養費・生活療養費差額の支給状況

①入院時食事療養費差額の支給状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1	1,100	5	13,640	▲ 80.00	▲ 91.94

②入院時生活療養費差額の支給状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	—	—

(5) 歯科給付の給付状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
27,572	232,282,705	26,972	215,779,671	2.22	7.65

(6) 高額療養費の支給状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
4,927	539,811,162	4,662	519,603,089	5.68	3.89

(7) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(8) 出産育児一時金の支給状況 (直接支払の事務費を含む)

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
805	337,283,698	787	329,004,588	2.29	2.52

(9) 葬祭費の支給状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
71	9,400,000	76	10,900,000	▲6.58	▲13.76

(10) 療養費の支給状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
26,593	110,219,491	25,243	109,151,099	5.35	0.98

(11) 移送費の支給状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1	56,870	0	0	-	-

(12) 傷病手当金の支給状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
886	46,081,000	788	46,759,500	12.44	▲1.45

5. 高額医療費共同事業の状況

[収入]

項目	平成24年度	平成23年度	伸び率
交付金	307,427,000	154,717,000	98.70
国庫補助金	8,502,000	7,629,000	11.44
収入合計	315,929,000	162,346,000	94.60

[支出]

項目	平成24年度	平成23年度	伸び率
高額医療費拠出金	149,029,000	125,453,000	18.79
支出合計	149,029,000	125,453,000	18.79
収支差額	166,900,000	36,893,000	352.39

6. 保健事業の状況

(1) 支部保健事業費の交付状況

① 支部保健事業費の交付内訳

- ・ 定額交付分 各支部 1,550,000円
- ・ 被保険者割交付分 被保険者1人当たり 440円

② 支部保健事業費の交付額

定額交付分	被保険者割分		交付額合計
	被保険者数	被保険者割交付分	
31,000,000	67,203	29,569,320	60,569,320

(2) 節目健診事業助成金の支給状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,713	93,364,149	3,387	83,995,785	9.63	11.15

(3) インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
19,633	38,998,975	19,455	38,355,912	0.91	1.68

(4) 特定健診・保健指導の実施状況

① 特定健診の実施状況

平成24年度				平成23年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
28,961	5,451	18.82	40,282,289	29,295	5,096	17.40	37,414,8148

② 特定保健指導の実施状況

平成24年度				平成23年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
633	27	4.27	216,952	672	20	2.98	132,039

(5)資金貸付事業の状況

①高額療養費資金貸付事業の貸付状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	98,000	11	1,322,000	▲90.91	▲92.59

②出産費資金貸付事業の貸付状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	0	0	-	-

(6)医療費通知の実施状況

- ①平成24年 4月（平成23年11月～平成23年12月診療分）
- ②平成24年 6月（平成24年 1月～平成24年 2月診療分）
- ③平成24年 8月（平成24年 3月～平成24年 4月診療分）
- ④平成24年10月（平成24年 5月～平成24年 6月診療分）
- ⑤平成24年12月（平成24年 7月～平成24年 8月診療分）
- ⑥平成25年 2月（平成24年 9月～平成24年10月診療分）
- ⑦平成25年 4月（平成24年11月～平成24年12月診療分）

(7)健康家庭表彰の実施状況

①健康家庭表彰の該当者の条件

3年度間連続して医療機関にかからなかった世帯

②健康家庭表彰該当者数

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	合計
452	22	2	0	1	477

※健康家庭表彰は、平成23年度を以て廃止した。

ただし、平成21年度、22年度、23年度で該当する者の表彰を平成24年度に実施した。

(8)後期高齢者組合員保健事業の実施状況

①傷病見舞金の支給状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
172	20,744,000	199	28,752,000	▲13.57	▲27.85

②死亡見舞金の支給状況

平成24年度		平成23年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
66	13,200,000	76	15,200,000	▲13.06	▲13.16

7. レセプト点検事業の実施状況（平成23年度点検分）

項目	委託料	効果額	差引額(A)	国庫補助(B)	(A)+(B)
一般分	4,233,600	4,847,150	613,550	4,233,000	4,846,550

8. 広報活動の実施状況

- (1)「全国歯科医師国民健康保険組合報」を発行（年2回）
- (2)ホームページの掲載

(3)「全国歯からのお知らせ」を発行（年1回）

(4)その他必要に応じ実施

Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革及び全国建設工事業国保組合の無資格加入の発覚を契機に、国保組合に対する指導監督の強化及び法令遵守体制の整備、組合員の資格管理状況の一斉点検の要請等国保組合を取り巻く環境は大きな変革期にある。

こうした情勢のもとで安定した魅力ある国保組合を目指すには役員及び議員、職員が協力して業務を推進する必要がある。

こうした中、平成24年度の東京事務所事務局の事務処理は、積立金の処分に係る不適切な処理で栃木県から嚴重注意処分を受け、改正したにも拘らず従前の事務処理を行なった事例、組合員の種別に係る支部への指導で誤った指導があったなど、一部に基本的な事務処理能力の問題に起因する不適切な処理が散見されたが、概ね良好であった。

Ⅳ 事務研修会の開催

(1)支部事務所職員対象の研修会

- ・日時 平成24年4月20日～21日
- ・場所 ザ・ホテルベルグランデ（両国）
- ・研修内容
 - ①国保組合を取り巻く現状と平成24年度実施事業
 - ②組合員資格の確認について、規約及び規程等の改正について
 - ③適用等の変更点及び延滞金について
 - ④その他給付について
 - ⑤支部職員の給与の交付概要について
 - ⑥新基幹システムについて

(2)東京事務所職員対象の研修会

- ・日時 平成24年8月29日（水）午前10時
- ・場所 東京事務所 3階
- ・研修内容
 - ①保険料について
 - ②保険証発行業務について
 - ③国保システムについて
 - ④特定健診について

Ⅴ 諸会議の開催

(1)組合会

会議名	開催日	開催場所
第71回通常組合会	平成24年 7月25日（水）	中野サンプラザ
第72回通常組合会	平成25年 3月26日（火）	中野サンプラザ

(2)理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成24年 6月20日（水）	中野サンプラザ
第2回理事会	平成24年11月14日（水）	中野サンプラザ
第3回理事会	平成25年 2月27日（水）	中野サンプラザ

(3)常務会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務会	平成24年 5月16日（水）	東京事務所
第2回常務会	平成24年 7月25日（水）	中野サンプラザ
第3回常務会	平成24年10月17日（水）	中野サンプラザ
第4回常務会	平成24年11月14日（水）	中野サンプラザ
第5回常務会	平成25年 2月20日（水）	東京事務所

(4)監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成24年 6月19日（火）	東京事務所
第2回監事会	平成25年 2月26日（火）	東京事務所

(5)事務研修会

会議名	開催日	開催場所
平成24年度職員事務研修会	平成24年 4月20日（金） ～21日（土）	ザ・ホテルベルグランデ

(6)委員会

会議名	開催日	開催場所
第1回報酬・給与等審議会	平成24年 8月 8日（水）	東京事務所
第2回報酬・給与等審議会	平成24年 9月26日（水）	東京事務所

(7)担当打合せ

会議名	開催日	開催場所
役職員打合せ	平成24年10月31日（水）	東京事務所

Ⅵ 関係団体の会議開催状況

(1) 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催場所
国保主管課長(事務局長)会議	平成24年 4月25日(水)	栃木県国保連合会

(2) 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催場所
国保事務共同電算処理事業担当職員研修会	平成24年 5月 9日(水)	栃木県国保連合会
特定健診等IT管理システム新任担当者説明会	平成24年 5月15日(火)	栃木県国保連合会
平成24年度第三者行為損害賠償求償事務担当職員研修会	平成24年 5月23日(水)	栃木県国保連合会
国保総合システム操作説明会	平成24年 5月30日(水)	栃木県国保連合会

(3) 全協関係

① 総会

会議名	開催日	開催場所
第59回通常総会	平成24年 6月14日(木)	JRホテルメント高松
第60回通常総会	平成25年 3月 8日(金)	明治記念館

② 関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越支部幹事会	平成24年 4月25日(水)	厚生会館
関東甲信越支部総会	平成24年 5月18日(金)	高崎ビューホテル
関東甲信越支部事務(局)長研修会	平成24年11月20日(火)	厚生会館

③ 研修会

会議名	開催日	開催場所
第1回事務(局)長研修会	平成24年 6月29日(金)	全国町村会館
第1回理事長・役員研修会	平成24年 7月26日(木)	八重洲富士屋ホテル
平成24年度職員研修会	平成24年 9月12日(水)	全国町村会館
第2回理事長・役員研修会	平成24年 9月28日(金)	八重洲富士屋ホテル
保健事業推進担当者研修会	平成24年11月 7日(水)	新宿ワントンホテル
第2回事務(局)長研修会	平成25年 2月 8日(金)	全国町村会館

(4) 全歯連関係

① 総会

会議名	開催日	開催場所
第1回通常総会	平成24年10月20日(土)	京都全日空ホテル
第2回通常総会	平成25年 3月19日(火)	アルカディア市ヶ谷

② 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成24年 5月24日(木)	神奈川県歯科保健総合センター
第2回理事会	平成24年10月20日(土)	京都全日空ホテル
第3回理事会	平成25年 2月 6日(水)	神奈川県歯科保健総合センター

③ 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成24年 5月24日(木)	神奈川県歯科保健総合センター

④ 委員会

会議名	開催日	開催場所
第1回調査委員会	平成24年 5月24日(木)	神奈川県歯科保健総合センター
第2回調査委員会	平成24年 7月 5日(木)	神奈川県歯科保健総合センター
第3回調査委員会	平成24年10月 4日(木)	神奈川県歯科保健総合センター

第2号議案 平成24年度歳入歳出決算について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木副理事長から平成24年度歳入歳出決算について、プロジェクターを用いて詳細な趣旨説明の後、採決に入り、全員挙手により可決承認された。



鈴木副理事長

【趣旨説明の要旨】

歳入

○第1款 国民健康保険料

対前年度、約3億2,550万円の増で2.96%の増であるが、その内訳は、医療給付費分約2,145万円、

後期高齢者支援金分2億3,425万円、介護納付金分7,042万円の増であり、医療分としては微増であり大半は後期と介護のために集めたものとなっている。問題なのは、医療給付費分の中には前期高齢者納付金分が含まれており一見読めなくなっている。

○第3款 国庫支出金

2項国庫補助金の対前年度、約2億1,048万円の増であるが、そのほとんどが後期高齢者支援金の1億1,874万円と介護納付金の4,898万円であり、給付費分は8,700万円増えただけである。

法人事業所及び常時5人以上の従業員を有する個人事業所で平成9年9月以降に適用除外にて組合に加入している組合特定被保険者は、補助率が療養給付費では一般が32%に対し13%となっており、この人数が平成24年度は全体の20.78%となっている。これは該当診療所で従業員が入れ替わっているためで国庫補助金には大きく影響するところである。

国庫支出金は年々増えているがこれは良いことではなく、支援金・納付金が増となっていることが大きい。

○第4款 前期高齢者交付金

前期高齢者加入率の全国平均を基準として、前期高齢者加入率が全保険者平均を下回る保険者は前期高齢者納付金を納付することになり、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者は、前期高齢者交付金が交付されることとなりますが、当組合は全国平均約12%に対し、4.99%となっており、歳出側となる。

○第5款 共同事業交付金

平成15年度から高額医療費共同事業として始められたもの。対前年度で約2倍となっているが、それだけ高額の治療費があったことを示す。

歳入全体を見てみると、その割合としては、60.53%が国民健康保険料、国庫支出金が26.02%、繰越金が10.80%であった。

歳出

○第2款 総務費

対前年度、約1億4,209万円増で28.95%の増であるが、この大半は国保基幹システム開発費であり予算内での決算となっている。

○第3款 保険給付費

対前年度比2.72%の増で、平成23年度対前年

度比3.04%増、平成22年度対前年度比6.25%増からすれば伸びているが鈍化傾向ではある。

保険給付費の87.60%は療養諸費であり、この療養諸費の96.99%が療養給付費である。

療養給付費は1種家族が34.98%、1種組合員が30.92%、3種組合員が26.21%となっている。内容としては医科、歯科、調剤、訪問看護とあるが、医科が77.54%である。

療養費は3種組合員が43.09%、1種家族が33.63%、1種組合員が15.08%となっている。内容としては柔道整復、コルセット、鍼・灸、あんま・マッサージ、診療費等となっており、柔道整復が85.08%である。

○第4款 後期高齢者支援金

対前年度、約2億9,386万円の増で、平成23年度時の対前年度は2億4,350万円増であった。

○第5款 前期高齢者納付金

対前年度、約1億5,612万円の増で、平成23年度時の対前年度は4億9,592万円増であった。

当組合の年齢別構成が全国の状態と異なり若年にあるため、常に納入する保険者となっている。

○第7款 介護納付金

対前年度、約7,821万円の増で、平成23年度時の対前年度は1億2,928万円増であった。

○第11款 償還金

補助金の返還が平成21年度より発生しており、平成24年度に関しては3億2,790万円を返還した。これは平成20年度の制度改正から償還金が生じている。

○第12款 予備費

一般管理費は委託料に、国保基幹システム関係経費として約4,917万円、保険給付費は出産育児一時金と審査手数料に約653万円、後期高齢者支援金に約167万円、前期高齢者納付金に約398万円、償還金に約3億2,790万円を充当した。

歳出全体を見てみると、その割合としては、44.83%が保険給付費、19.93%が後期高齢者支援金、16.09%が前期高齢者納付金、8.43%が介護納付金となっている。

単年度収支、マイナス80,098,478円であった。

平成24年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不 能 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と 収入済額と の 比 較
1.国民健康 保 險 料		11,423,803,000	11,346,454,489	11,327,720,433	0	18,734,056	▲ 96,082,567
	1.国民健康 保 險 料	11,423,803,000	11,346,454,489	11,327,720,433	0	18,734,056	▲ 96,082,567
2.使用料及び 手数料		1,000	29,300	29,300	0	0	28,300
	1.使用料及 び手数料	1,000	29,300	29,300	0	0	28,300
3.国 庫 支 出 金		4,105,323,000	4,869,997,262	4,869,997,262	0	0	764,674,262
	1.国 庫 負 担 金	49,568,000	46,565,217	46,565,217	0	0	▲ 3,002,783
	2.国 庫 補 助 金	4,055,755,000	4,823,432,045	4,823,432,045	0	0	767,677,045
4.前期高齢者 交 付 金		2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
	1.前期高齢者 交 付 金	2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
5.共同事業 交 付 金		106,200,000	307,427,000	307,427,000	0	0	201,227,000
	1.共同事業 交 付 金	106,200,000	307,427,000	307,427,000	0	0	201,227,000
6.財産収入		12,609,000	12,153,068	12,153,068	0	0	▲ 455,932
	1.財 産 運 用 収 入	12,609,000	12,153,068	12,153,068	0	0	▲ 455,932
7.繰 入 金		20,802,000	160,837,845	160,837,845	0	0	140,035,845
	1.給付費等支払 準備金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	2.役員退職慰労金 積立金繰入金	15,500,000	16,260,000	16,260,000	0	0	760,000
	3.職員退職手当 積立金繰入金	5,300,000	1,467,773	1,467,773	0	0	▲ 3,832,227
	4.国保基幹システム等 準備積立金繰入金	1,000	143,110,072	143,110,072	0	0	143,109,072
8.繰 越 金		1,700,000,000	2,020,648,564	2,020,648,564	0	0	320,648,564
	1.繰 越 金	1,700,000,000	2,020,648,564	2,020,648,564	0	0	320,648,564
9.諸 収 入		1,428,000	15,855,536	15,855,536	0	0	14,427,536
	1.延滞金及 び 過 料	1,000	242,900	242,900	0	0	241,900
	2.立替収入	1,000	550,018	550,018	0	0	549,018
	3.預金利子	1,422,000	1,077,722	1,077,722	0	0	▲ 344,278
	4.雑 入	4,000	13,984,896	13,984,896	0	0	13,980,896
歳 入 合 計		17,370,168,000	18,733,403,064	18,714,669,008	0	18,734,056	1,344,501,008

歳 出

(単位：円)

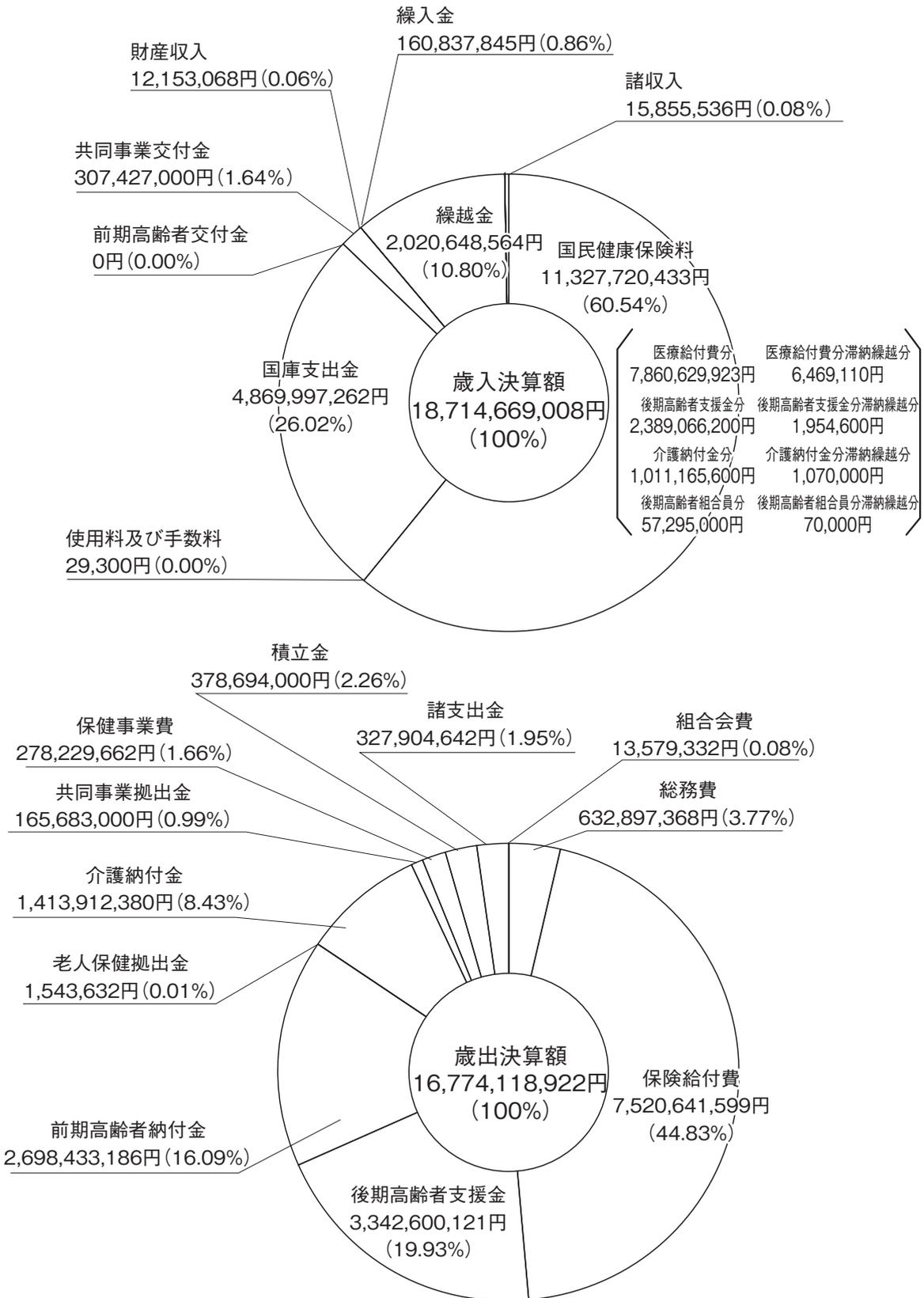
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越金	予算現額と 支出済額と の 比 較
1.組 合 会 費		17,400,000	13,579,332	0	3,820,668
	1.組 合 会 費	17,400,000	13,579,332	0	3,820,668
2.総 務 費		672,405,475	632,897,368	0	39,508,107
	1.総 務 管 理 費	672,404,475	632,897,368	0	39,507,107
	2.徴 収 費	1,000	0	0	1,000
3.保 険 給 付 費		7,672,972,197	7,520,641,599	0	152,330,598
	1.療 養 諸 費	6,710,602,509	6,588,008,869	0	122,593,640
	2.高 額 療 養 費	565,104,000	539,811,162	0	25,292,838
	3.移 送 費	1,000,000	56,870	0	943,130
	4.出 産 育 児 諸 費	337,287,688	337,283,698	0	3,990
	5.葬 祭 費	12,000,000	9,400,000	0	2,600,000
	6.傷 病 手 当 金	46,978,000	46,081,000	0	897,000
4.後期高齢者支援金		3,342,600,573	3,342,600,121	0	452
	1.後期高齢者支援金	3,342,600,573	3,342,600,121	0	452
5.前期高齢者納付金		2,698,433,328	2,698,433,186	0	142
	1.前期高齢者納付金	2,698,433,328	2,698,433,186	0	142
6.老人保健拠出金		1,545,000	1,543,632	0	1,368
	1.老人保健拠出金	1,545,000	1,543,632	0	1,368
7.介 護 納 付 金		1,415,499,000	1,413,912,380	0	1,586,620
	1.介 護 納 付 金	1,415,499,000	1,413,912,380	0	1,586,620
8.共同事業拠出金		179,398,000	165,683,000	0	13,715,000
	1.共同事業拠出金	162,744,000	149,029,000	0	13,715,000
	2.共同事業負担金	16,654,000	16,654,000	0	0
9.保 健 事 業 費		313,828,000	278,229,662	0	35,598,338
	1.特定健康審査等事業費	56,635,000	36,924,364	0	19,710,636
	2.保 健 事 業 費	257,193,000	241,305,298	0	15,887,702
10.積 立 金		378,696,000	378,694,000	0	2,000
	1.積 立 金	378,696,000	378,694,000	0	2,000
11.諸 支 出 金		327,904,642	327,904,642	0	0
	1.償 還 金	327,904,642	327,904,642	0	0
12.予 備 費		349,485,785	0	0	349,485,785
	1.予 備 費	349,485,785	0	0	349,485,785
歳 出 合 計		17,370,168,000	16,774,118,922	0	596,049,078

歳 入 合 計 18,714,669,008円

歳 出 合 計 16,774,118,922円

差 引 残 高 1,940,550,086円

平成24年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



第3号議案 平成24年度決算剰余金の処分について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木副理事長より平成24年度決算剰余金の処分について、平成25年度に繰り越すことについて説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

平成24年度歳入歳出決算

歳入合計額	18,714,669,008円
歳出合計額	16,774,118,922円
決算剰余金	1,940,550,086円

上記剰余金を下記のとおり処分します。

平成25年度繰越金 1,940,550,086円

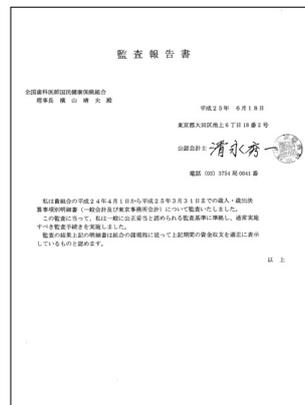
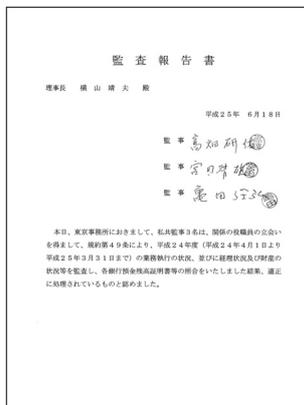
監査報告

高畑監事

高畑監事より、平成24年度の事業執行の状況並びに各銀行預金残高証明書等の照合など、経理状況及び財産の状況等の監査の結果について、別紙の監査報告書のとおり報告があった。



高畑監事



財産状況報告

1. 積立金

科目	金額 (円)
①特別積立金	1,860,394,000
②給付費等支払準備金	1,018,638,000
③別途積立金	125,000,000
④事務所維持・拡充積立金	176,325,000
⑤役員退職慰労金積立金	243,826
⑥職員退職手当積立金	177,442,590
⑦国保基幹システム等準備積立金	56,889,928
合計	3,414,933,344

2. 固定資産

科目	金額 (円)
土地建物 (東京事務所)	380,000,000

3. 什器備品

(1) 備品目録(東京事務所)

(平成24年度末現在)

品目	数量	品目	数量
事務用机	4	端末機	20
事務用椅子	6	ウォシュレット	4
ミーティングテーブル	2	書庫	1
ミーティングチェア	18	パソコン・ウイルス対策機器	1
デジタルカメラ	2	新基幹システム用端末機	3
オーバーヘッドプロジェクター	1	新基幹システム端末機(データセンタ設置)	1
ビデオカメラ一式(パナソニックデジカム)	1	新基幹システムルータ機器(データセンタ設置)	1
シュレッダー	1		

(2) 備品目録(支部事務所)

(平成24年度末現在)

支部名	品目	数量	支部名	品目	数量
栃木	レーザープリンタ	1	鳥取	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山梨	レーザープリンタ	1	香川	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
青森	レーザープリンタ	2	徳島	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
岐阜	レーザープリンタ	2	高知	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
ファクシミリ	1	ファクシミリ		1	
富山	レーザープリンタ	1	新潟	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	3
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
	ファクシミリ	1		新基幹システム端末機	1
滋賀	レーザープリンタ	1	岩手	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
京都	レーザープリンタ	2	石川	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	3		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
岡山	レーザープリンタ	1	長野	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	3
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山口	レーザープリンタ	1	福井	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
島根	レーザープリンタ	1	沖縄	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1

**第4号議案 役員退職慰労金積立金の処分
について議決を求める件 今井専務理事**

今井専務理事より、任期満了に伴う役員退職慰労金の支給に充てるために、役員退職慰労金積立金を処分することについて、趣旨説明の後採決に入り、全員挙手により可決承認された。

平成25年度役員退職慰労金支給額
2,833,329円

**第5号議案 理事の承認を求める件
今井専務理事**

今井専務理事から、役員任期満了に伴い、規約第40条第一号並びに選挙規則第9条第1項及び第2項の規程に基づき、支部選出理事20名について承認を求める旨の趣旨説明の後、採決に入り全員挙手により承認された。

新任理事名簿

支 部 名	氏 名
栃 木 県	柴 田 勝
山 梨 県	三 塚 憲 二
青 森 県	嶋 中 繁 樹
岐 阜 県	阿 部 義 和
富 山 県	吉 田 季 彦
滋 賀 県	芦 田 欣 一
京 都 府	尾 上 徹
岡 山 県	鈴 木 聖 次
山 口 県	右 田 信 行
島 根 県	仲 佐 善 昭
鳥 取 県	樋 口 壽 一 郎
香 川 県	山 下 喜 世 弘
徳 島 県	堀 部 紘
高 知 県	恒 石 定 男
新 潟 県	五 十 嵐 治
岩 手 県	鈴 木 哲 男
石 川 県	中 塚 直
長 野 県	春 日 司 郎
福 井 県	齊 藤 愛 夫
沖 縄 県	高 嶺 明 彦

役員選任理事会

支部選出理事の承認後、組合会を暫時休憩し、別室において新任理事による役員選任理事会を開催し、理事長の選任を行った。役員選任理事会では、議長が選出されるまで今井専務理事の進行で進められ、議長に高知県支部の恒石定男理事を選出し、理事長の選任に入ったが立候補者がなかったため協議方式により選任することとし、協議の結果、京都府支部の尾上徹理事を全員一致で選任した。

役員選任理事会の終了後、組合会を再開し、恒石定男役員選任理事会議長から、別室において役員選任理事会を開催し、慎重に協議した結果、次期理事長に京都府支部の尾上徹理事を選任した旨の報告があった。



恒石役員選任理事会議長

**第6号議案 理事長指名理事の承認を求め
る件 尾上次期理事長**

次期理事長に決定した尾上次期理事長から、任期満了に伴う理事長指名理事について、先ほど開催された役員選任理事会において、理事長指名理事について、京都府支部の袋布充先生を指名し、選挙規則第13条第2項の規程に基づき理事会の承認を得たことを説明の後、規約第40条の規程に基づき承認の採決に入り、全員挙手により承認された。

第7号議案 監事選任の件
今井専務理事

今井専務理事から、任期満了に伴う監事の選任について、規約第48条の規程により組合会で選任することになっており、また、選挙規則第14条第2項の規程では、監事の選任に当たっては地区代表議員会で選出のうえ、組合会に諮り承認を得るものとなっている旨の説明があった。これを受けて羽田副議長から地区代表議員会を開催するために組合会を暫時休憩する旨の発言があり、併せて役員選任理事会の開催の間に、各地区からそれぞれ代表議員2名が選出された地区代表議員の発表があった。

地区代表議員会

組合会を暫時休憩し、地区代表議員とオブザーバーとして今井専務理事を加え、別室において地区代表議員会を開催した。委員長に富山県支部の山崎安仁議員を選出し、監事の選出について慎重に協議を行った。

地区代表議員名簿

地区	支部	議員名
A地区	栃木県	田村 一夫
	新潟県	松崎 正樹
B地区	富山県	山崎 安仁
	福井県	長谷川 勝
C地区	島根県	渡邊 公人
	高知県	窪 盛偉



山崎地区代表議員会委員長

地区代表議員会終了後、組合会を再開し山崎地区代表議員会委員長から、別室において地区代表議員会を開催し、慎重に協議した結果、次

期監事に沖縄県支部の又吉達雄先生、長野県支部の滝澤隆先生を選出した旨の報告があった。

山崎地区代表議員会委員長の報告を受け、地区代表議員会で選出された監事について、選挙規則第14条に基づき承認の採決に入り、全員挙手により承認された。

第8号議案 相談役の委嘱について議決を求める件
尾上次期理事長

尾上次期理事長より、規約第53条の規程に基づき、横山靖夫理事長、今井博専務理事を次期において相談役に委嘱する件について説明の後採決に入り、全員挙手により可決承認された。

第9号議案 顧問の委嘱について議決を求める件
尾上次期理事長

尾上次期理事長より、次期において顧問は委嘱しない旨説明があり、羽田副議長より第9号議案は取り下げとすることが告げられた。

横山理事長及び今井専務理事に対する感謝決議について議決を求める件
芦田常務理事



芦田常務理事

羽田副議長に対し、芦田常務理事より追加議案の要請をして、横山理事長、今井専務理事の退任とその卓越した指導力で国保組合を運営していただいた事に対し、組合として感謝決議をお願いしたいとの説明があり、採決に入り、全員挙手により可決承認された。

全国歯科医師国民健康保険組合表彰

三塚常務理事より、全国歯科医師国民健康保険組合表彰規程に基づき、当組合の運営に顕著な功績のあった先生方の紹介があり、引き続き横山理事長より表彰状と記念品を贈呈し表彰した。



三塚常務理事

平成25年7月31日現在

<p>おのえ とおる 尾上 徹先生 全国歯副理事長 京都府支部副支部長 (通算17年9ヵ月)</p>	<p>昭和62年 4月 1日～平成 3年 3月31日 平成 7年 4月 1日～平成 7年 9月15日 平成20年 4月 1日～平成22年 3月31日 平成22年 4月 1日～現在 昭和58年 4月 1日～平成 3年 3月31日 平成 3年 4月 1日～平成 7年 3月31日 平成 7年 4月 1日～平成 7年 9月15日 平成20年 4月 1日～現在</p>	<p>組合会議員 4年 組合会議員 5ヵ月 常務理事 2年 副理事長 3年4ヵ月 支部理事 8年 副支部長 4年 支部長 5ヵ月 副支部長 5年4ヵ月</p>
<p>くましろ すすむ 熊代 進先生 岡山県支部理事 (通算16年4ヵ月)</p>	<p>平成18年 4月 1日～平成23年 3月31日 平成 9年 4月 1日～現在</p>	<p>本部理事 5年 支部理事 16年4ヵ月</p>
<p>まとば まこと 的場 誠先生 組合会議員 岡山県支部副支部長 (通算19年4ヵ月)</p>	<p>平成23年 4月 1日～現在 平成 6年 4月 1日～平成18年3月31日 平成18年 4月 1日～現在</p>	<p>組合会議員 2年4ヵ月 支部理事 12年 副支部長 7年4ヵ月</p>
<p>なかやしき おさむ 中屋敷 修先生 組合会議員 岩手県支部常務理事 (通算16年0ヵ月)</p>	<p>平成 9年 4月 1日～現在 平成11年 4月 1日～現在 平成17年 4月 1日～平成20年 3月31日</p>	<p>支部常務理事 16年 組合会議員 14年 組合会副議長 3年</p>



窪先生、中屋敷先生、尾上先生、熊代先生、的場先生

褒章受章者に対する記念品の贈呈

三塚常務理事より、平成25年春の褒章受章で、保健衛生功績により藍綬褒章を受章された高知県支部の窪盛偉議員の紹介があり、引き続き横山理事長より記念品を贈呈し祝意を表した。



窪先生

【窪先生の挨拶の要旨】

本日は、このような席で記念品を頂きまして本当にありがとうございました。5月16日に厚生労働省で伝達式、午後から皇居にて天皇陛下に拝謁してまいりました。長きにわたり苦勞と努力を重ねたという天皇陛下の言葉がありましたが、あまり苦勞も努力もせず20年近くやってこれました。本当にありがたく思っております。これからは社会のため人のために役立つよう、一生懸命に精進し努力をしていきたいと思っておりますので、ご指導よろしく申し上げます。

閉会の辞

鈴木副理事長

先生方お疲れさまでございました。これをもちまして第73回通常組合会を閉会とさせていただきます。簡単に終わらせていただきます。

組合員資格再確認調査のお礼

- 平成25年5月実施の組合員資格再確認調査において、組合員の皆様には、住所確認書類及び事業所並びに従業員の皆様の関係書類など、重要な書類をご提出いただき、多大なご迷惑をおかけしたこととご協力いただきましたこと改めてお礼申し上げます。
- ご提出して頂きました書類等につきましては、今回の調査のみに使用させていただきます、個人情報の保護に関しましては、国の調査であることかつ当国保組合の個人情報保護に関する規程に基づき確実な履行に努め、一定期間保管後は、溶解又は裁断処理させていただきます。
- 今回の調査は、会計検査院から厚生労働大臣に対して国保組合における会員資格の調査及びその結果の厚生労働省への報告を求められたことによる初めてのことでありますが、今後は3年に一度の割合で実施することと指導されておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

平成25年 春の褒章受章者

くぼ もりひで
窪 盛偉 先生

(昭和24年1月5日生)

【受章種別】 藍綬褒章

【功 績】 保健衛生功績

【功労概要】 多年保健衛生関係団体の要職にあって
斯界の向上に寄与したこと

【表彰歴】

平成16年 2月28日 高知県歯科医師会会長表彰
平成19年11月17日 日本歯科医師会会長表彰
平成22年11月 6日 厚生労働大臣表彰
平成23年11月 3日 高知県功労者表彰

【略 歴】

・ 県歯科医師会関係

平成 3年 4月 1日～平成 6年 3月31日 高知県歯科医師会代議員
平成 6年 4月 1日～平成18年 3月31日 高知県歯科医師会理事
平成18年 4月 1日～平成21年 3月31日 高知県歯科医師会監事
平成21年 4月 1日～現在 高知県歯科医師会副会長

・ 全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)

平成20年 4月 1日～平成23年 3月31日 組合会予備議員
平成23年 4月 1日～現在 組合会議員

・ 全国歯科医師国民健康保険組合関係 (支部)

平成17年 4月 1日～現在 高知県支部理事



平成25年度第2回理事会・第3回常務会

日 時 平成25年8月1日（木） 午後1時
場 所 中野サンプラザ 11階「アネモルーム」

中野サンプラザで第2回理事会を開催し、副理事長、専務理事、常務理事を決定し、理事会終了後、引き続き同所で第3回常務会を開催し担当業務等を決定した。

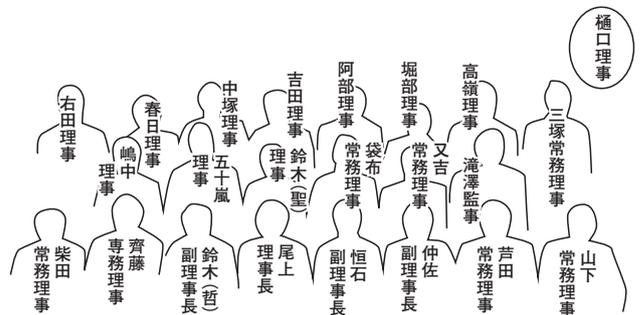
第13期 全国歯科医師国民健康保険組合役員名簿
(平成25年8月1日～平成27年7月31日)

役 職	担当業務	氏 名	支部名	役 職	氏 名	支部名
理 事 長	総理	尾 上 徹	京 都 府	理 事	樋 口 壽一郎	鳥 取 県
副 理 事 長	総務	恒 石 定 男	高 知 県	〃	鈴 木 聖 次	岡 山 県
〃	渉外	仲 佐 善 昭	島 根 県	〃	五 十 嵐 治	新 潟 県
〃	会計	鈴 木 哲 男	岩 手 県	〃	嶋 中 繁 樹	青 森 県
専 務 理 事	総括	齊 藤 愛 夫	福 井 県	〃	阿 部 義 和	岐 阜 県
常 務 理 事	渉外	三 塚 憲 二	山 梨 県	〃	吉 田 季 彦	富 山 県
〃	総務	山 下 喜世弘	香 川 県	〃	右 田 信 行	山 口 県
〃	会計	柴 田 勝	栃 木 県	〃	堀 部 紘	徳 島 県
〃	給付	芦 田 欣 一	滋 賀 県	〃	中 塚 直	石 川 県
〃	総務	袋 布 充	京 都 府	〃	春 日 司 郎	長 野 県
				〃	高 嶺 明 彦	沖 縄 県
				常 務 監 事	又 吉 達 雄	沖 縄 県
				監 事	滝 澤 隆	長 野 県

全歯連地区推薦理事及び調査委員並びに選挙管理会委員等の推薦

全歯連から推薦依頼により副会長及び理事等について協議の結果、下記のとおり推薦した。

全歯連役職	氏 名	全国歯役職
副 会 長	尾 上 徹	理 事 長
理 事	仲 佐 善 昭	副 理 事 長
調 査 委 員	袋 布 充	常 務 理 事
選 挙 管 理 会 委 員	五 十 嵐 治	理 事
選 挙 管 理 会 予 備 委 員	中 塚 直	理 事



新理事長就任挨拶



横山理事長が2期5年の任期にて御勇退され、それを受け、平成25年7月24日の第73回通常組合会の役員選任理事会におきまして、新理事の先生方のご推挙により、次期2年間の理事長を拝命することになり、誠に光栄なことでございます。歴代の理事長様は非常にすぐれた方ばかりでしたが、浅学菲才の身でございますので、いささか荷が重くその責任の重大さに身の引き締まる思いで一杯であり、できる限りの努力をしたいと考えております。

現在の全国歯科医師国保組合を築いてこられた先輩の理事長並びに役員の方々の真剣なご努力の跡に思いを馳せると深い敬意を現します。

国保を取り巻く環境が一層厳しく、国庫補助削減の問題・後期高齢者医療制度の対応・組合員の資格確認調査への対応・医業所得の算定方法等の課題の改善に向け、難局を乗り切るため更なる英知を結集し、「対話と合議」を重視して被保険者の立場に立ち、役員・事務局の皆さんのご協力とご支援をいただき健全な国保組合運営に努めて行きたいと思っております。皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

平成25年8月1日 尾上 徹

略歴

氏名 尾上 徹 (昭和14年12月2日生)
大阪歯科大学卒業

全国歯科医師国民健康保険組合 (本部)

昭和62年 4月～平成 3年 3月 組合会議員
平成 7年 4月～平成 7年 9月 組合会議員
平成20年 4月～平成22年 3月 全国歯常務理事
平成22年 4月～平成25年 7月 全国歯副理事長

全国歯科医師国民健康保険組合 (支部)

昭和58年 4月～平成 3年 3月 京都府支部理事
平成 3年 4月～平成 7年 3月 京都府支部副支部長
平成 7年 4月～平成 7年 9月 京都府支部支部長
平成20年 4月～現在 京都府支部副支部長

京都府歯科医師会関係

昭和52年 4月～昭和58年 3月 歯科医師会代議員
昭和58年 4月～昭和60年 3月 歯科医師会理事
昭和60年 4月～昭和62年 3月 歯科医師会常務理事
昭和62年 4月～平成 3年 3月 歯科医師会専務理事
平成 3年 4月～平成 7年 3月 歯科医師会副会長
平成 7年 4月～平成 7年 9月 歯科医師会会長

日本歯科医師会関係

昭和62年 4月～平成元年 3月 予備代議員
平成元年 4月～平成 7年 9月 代議員
平成元年 4月～平成 3年 3月 定款諸規則改正特別委員会委員
平成元年 4月～平成 3年 3月 産業保健委員会委員

理事長退任挨拶 (平成25年7月24日 第73回通常組合会)

先ほど行なわれました、新理事による役員選任理事会において、新理事長に、京都府支部の尾上 徹 先生が選任されました。これで、安心してバトンを譲り、退任することが出来、肩の荷がおり、今安堵の気持ちであります。

5年前を振り返ってみますと、丁度、平成20年度医療制度改革が本格的に実施された時に、理事長に就任し、緊張の中でのスタートでした。

理事長時代で一番記憶に残っている事柄としては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災であり、私自身も全協の会議の帰途、総武線の信濃町駅のホームで、地震に遭遇しびっくりし動転している時、同伴していた今井専務が「俺の家に来い」の一声、千葉の今井先生の家で一泊させていただいたという出来事があり、また、この地震で大きな被害を受けた、岩手県支部の皆さんに、20支部が合併時の「相互扶助」の理念の基に一致団結して、支援活動を行った事です。

この時の各支部の皆さんの献身的な協力姿勢を見て、私は、これで20支部が支部と言う枠を超え、全国歯は1本になったと確信いたしました。

30年という歴史を背に、「対話と合議」を基本姿勢にかかげ、被保険者への還元を目標として、透明性のある時代の変革に対応した新しい組合運営に、微力ながら2期5年4ヶ月間を全力で努めて参りました。

在任中、役員・議員の先生方をはじめ、色々の立場の方々、更に本部・支部の事務職員の方々のご理解・ご協力と温かいご支援のお陰をもって、本日無事に退任の日を迎える事ができました。

また、昭和53年の全国歯創立以来35年間本部役員として、多くの先生方の指導を受け、また、親しくしていただき、今日まで来てしまいました。ただただ、感謝の気持ちで一杯です。本当にありがとうございました。

*特に、私と一緒に退任します今井専務理事には、任期中に最愛の奥様を亡くされた悲しみの中でも、献身的に組合運営にご尽力いただいたその姿勢に、心から感謝し、最大の功労者としての称号を送りたいと思います。

本当に、ありがとうございました、心からお礼と感謝を申し上げます。

最後になりましたが、次期尾上執行部にも変わらぬご支援を頂きますようお願い申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

ほんとうに長い間ありがとうございました。

平成25年7月 横山 靖夫

専務理事退任挨拶

平成17年に専務理事に就任以来、約8年間ご指導・ご支援を賜りました先生方、職員の皆様にご心よりお礼申し上げます。

私が専務理事に就任した直後の平成18年から昭和36年の国民皆保険以来の大改革である医療制度改革が実施され、平成20年には改革の主要部分である後期高齢者医療制度等が実施されました。

一方、全国歯は、平成20年に創立30周年記念式典を挙行し、30年の軌跡をまとめた30周年記念誌を発行いたしました。

また、全国歯の機構・制度の見直しと事務局の勤務及び給与体系の見直しは、金山理事長・横山理事長の二代にわたる全国歯の一大改革でしたが、平成24年度をもって概ね達成できました。

在任中は、わが国の医療保険制度、全国歯の内外ともに大きな変革期でしたが、皆様方のご指導、ご協力を賜り大過なく努めることができ、無事退任できましたことを改めて心より感謝申し上げます。有難うございました。

平成25年7月 今井 博

お知らせ

平成25年8月に被保険者証・高齢者受給者証等の更新

- 7月末からお届けしておりました被保険者証（クリーム色）及び高齢受給者証等の記載事項をご確認下さい。
- お手元に届いていない場合等ご不明な点は、支部事務所までお問い合わせ下さい。
- 有効期限切れの旧被保険者証等（サーモンピンク色）は支部事務所まで返却して下さい。

『限度額適用認定証』について

70歳未満の方が医療機関などを受診（入院・外来等）したとき、窓口で「国民健康保険限度額適用認定証」を提示すればひと月の医療費が高額（一定の自己負担限度額※を超えた額）になった場合でも支払額が自己負担限度額でとどめられる認定証です。

この「国民健康保険限度額適用認定証」は、事前に発行することができます。窓口の負担が限度額を超えそうな場合は、発行申請をしてください。

なお、今年7月以前に「国民健康保険限度額適用認定証」を使用されている方で8月以降も引き続き入院される方、または外来等の受診で支払いが高額になりそうな方は（平成24年7月31日で有効期限が切れています）、早めに新しい限度額認定証の発行申請をしてください。

ただし、自己負担限度額は、所得や家族構成の異動で変わる場合があります。非課税世帯の方は、入院時食事代の負担額も減額されます。

限度額認定証の発行及び更新については、支部事務所へお問い合わせください。

※所得区分が一般の方：80,100円、上位所得者の方：150,000円

**人工透析を受けている70歳未満の方へ
（特定疾病療養受療証の更新）**

人工透析を受けている70歳未満の方で、まだ更新手続きをしておらず「国民健康保険特定疾病療養受療証」の有効期限が平成25年7月31日までのものをお持ちの方は、お早めに手続きを済ませてください。手続きには、世帯全員の平成24年中の収入がわかる書類等が必要です。自己負担限度額は所得や家族構成の異動で変わる場合があります。詳しくは、支部事務所までお問い合わせください。

お知らせ

特定健康診査・特定保健指導

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目した健診内容で、該当者・予備群を早期に発見し、特定保健指導を行うことで生活習慣の改善に向けての動機付けを行います。

(1) 特定健康診査

- 1 対象者
40歳～74歳の組合員及び家族を対象に特定健診を実施します。
- 2 実施機関
受診は「特定健診・特定保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関等に委託して実施します。
- 3 費用負担
 自己負担割合

基本項目	0割
詳細項目	0割

※ただし、特定健診項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担となります。
- 4 受診券を紛失された方は、受診券を再交付致しますので、各支部事務所までご連絡願います。

(2) 特定保健指導

- 1 対象者
特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者を対象に特定保健指導を実施します。
- 2 実施機関
特定保健指導は「特定健診・特定保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関等に委託して実施します。
- 3 費用負担
 自己負担割合

動機付け支援	0割
積極的支援	0割

(3) 事業主の皆様へお願い

従業員につきましては、勤務する診療所（事業主）が実施する労働安全衛生法の定期検診結果のうち特定健診項目分について、質問項目と併せて検査結果を当国保組合に提供いただくことで特定健診を受診したとみなされます。

検診結果のデータ提供につきまして、送料等のご負担等、大変ご面倒をおかけいたしますが、何卒ご協力のほどよろしくお願い致します。

お知らせ

インフルエンザ予防接種補助

インフルエンザの罹患予防を図るため、インフルエンザの予防接種をした方に、その費用の一部を補助します。

(1) 対象者

当組合の被保険者（後期高齢者組合員を除く）

(2) 補助金額

- ① 1名につき、2,000円を限度に支給します。
- ② 費用額が2,000円に満たない場合は、実費分を支給します。
- ③ 2回接種法で1回分が2,000円に満たないとき、2回分の領収書を提出した場合は、2,000円を限度に支給します。
- ④ 他の制度（市区町村等）より補助を受ける時は、その制度を優先します。

(3) 実施期間

通年

(4) 申請期限

平成25年度中に予防接種をした方は平成26年4月7日までに各支部に申請して下さい。



全国歯報 No.73
2013年8月号

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合
栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

東京事務所 東京都杉並区高円寺北2-24-2
☎03-3336-8818

発行人 尾上 徹

<http://www.zensikokuho.or.jp/>



表紙 「不忍池のハスと弁天堂」

春はさくら、夏はハスの名所として親しまれている上野公園内にある池。

池の中央には寛永寺不忍池弁天堂が建つ。江戸時代に天海僧正が不忍池を琵琶湖にみたて島を築き、八角形のお堂を建立した。慈覚大師の作と伝わる弁財天を祀ってある。

撮影者：今井博 相談役